

# 令和5年度の事業計画について

## 1. 実施方針

### (1) 本事業開始の基盤づくり

- ① 運営体制の試行
  - ・今年度は、町側が運営母体を代行するかたちであったため、民間への移行を図っていく
- ② 「都市・地域再生等利用区域」の指定
  - ・本事業化を図るための「枠組みの整備」として、同区域指定の準備を進める

### (2) 本事業<sup>\*</sup>実施に向けた河川敷・公園活用の推進

- ① 社会実験の継続実施
  - ・今年度と同じ目的（ポテンシャルの把握、課題発見、運営体制の下地づくり、事業全体像の共有）の下、社会実験をR5年度も実施する
- ② 本事業実施の検討
  - ・運営母体への展開の確認も含めた社会実験の積み重ねにより、事業スキーム、実施体制、コンテンツの絞り込みを行い、本事業の計画を検討する
  - ・「都市・地域再生等利用区域」の申請に向けた事業計画を検討する。
    - ⇒ 特定の内容や組織のみによる独占化は避ける（河川敷の公平・多様な利用のため）
    - ⇒ 多様な河川敷利用のため、不採算事業も受け入れる（町による採算の補填は行わない）

#### ※本事業

「本事業」は、基本的に都市・地域再生等利用区域指定を活用し、①営利を目的としている ②継続的に実施・営業される事業を示すが、企業のPRやCSR等を目的として実施し、利益が確保されないケースも含めるものとする。

## 2. 実施内容

### (1) 運営母体による公園管理と自主事業の実施

- ・公園管理の一部を常駐組織（企業等）が行い、管理と併せて自主事業（この時点では社会実験の一環）を実施する
  - ⇒ 他の事業者からの提案企画の窓口（相談・役場仲介・企画調整・情報発信等）の機能はまだもたせず、将来的に、そうした機能を公園管理の内容の一部に取り込み運営母体への展開が可能かどうか状況を確認する
- ・公園管理をしながら、併せて自主事業を実施する（内容は社会実験の趣旨に合うもので、これまで実施していないスポーツ教育やバーベキュー等も候補の一つ）。

### (2) 社会実験の実施と本事業の計画検討

- ・R4年度を継続し、社会実験の企画募集・セミオープンでの企画相談の上、実験を実施する
  - ⇒ アトラクション系、飲食系、教育系など、分野は限定しない
  - ⇒ IoTや5Gを活用した社会実験の実施も検討される
- ・本事業として継続的に実施可能なコンテンツを掘り出し、計画化を図る
- ・特に単発型のイベントなど、事業形態によってはキッチン系とのコラボレーションを図る
- ・社会実験は、基本的に秋期までとするが、「冬キャンプ」のように企画上の必要に応じ通年可とする（表1）
  - ⇒ 時間帯は、第II期実験のキャンプのように表1以外においても実施可能とする
  - ⇒ 長期間にすることで参加機会を増やし、また企画検討の時間的余裕を提供する
  - ⇒ 本事業化に向けた試行の機会を広げ、季節変化の確認等も可能になる

表1 笠松みなと公園の月別利用時間

| 月  |      | 4月           | 5月    | 6月 | 7月 | 8月    | 9月 | 10月   | 11月 | 12月          | 1月    | 2月 | 3月 |
|----|------|--------------|-------|----|----|-------|----|-------|-----|--------------|-------|----|----|
| 時刻 |      | 基本の実験実施期間（案） |       |    |    |       |    |       |     | （内容によって可とする） |       |    |    |
|    | 利用時間 |              |       |    |    |       |    |       |     |              |       |    |    |
|    | 始    | 8:45         |       |    |    |       |    |       |     |              |       |    |    |
|    | 終    | 18:00        | 19:00 |    |    | 18:00 |    | 17:00 |     |              | 18:00 |    |    |

## 3. 都市・地域再生等利用区域指定に向けた計画検討

### (1) 申請方針等

河川管理者（木曽川上流河川事務所）との事前協議により、次の助言を得た。

- 助言① 町が参加者募集するこれまでの手法の延長の場合、R4年度末に申請し、R5年度途中の指定も可能であるが、その場合は「社会実験」からの脱却が必要（事業体制の確立、本事業の実施計画化等）
- 助言② 民間企業による公園常駐による運営の場合、R5年度前期か全期を社会実験期間とし、その後の申請が望ましい（運営者の姿が見えてきた段階で申請）

※事実上、運営体制と実施事業が具体的に固まっている必要がある：「この体制でこの事業を実施するために都市・地域再生等利用区域指定が必要」という流れが必要

以上について、現況では助言①の段階には至っておらず、また行政主導に近い従来の運営体制に近いと判断し、助言②に基づき方針等を下記のとおり再検討した。

#### ① 申請方針

- ・当初：R3年度の社会実験結果を踏まえ、R4年度は実施期間を長期とし、参加者及び内容を拡充して多様な実験を実施し、その結果をもって申請する
- ・修正：R5年度に運営体制の試行も含めた社会実験を少なくとも秋期まで実施し、運営体制の展開や事業化の可能性を整理・検討した上（上記2.（1））でR5年末頃に申請（その整理・検討結果によってはR5年度末まで実験を継続実施し、R6年度に申請）

#### ② 申請と指定時期

- ・案1：R5年の年末頃に申請 ⇒ R6年2～3月頃指定
  - ・案2：R6年度初頭に申請 ⇒ R6年夏頃指定
- ※申請にあたっては、河川管理者（木曽川上流河川事務所、中部地方整備局）との相談・調整を行う。

### (2) 課題

- ・申請をR5年度前期終了後に行う場合、社会実験からの脱却による本事業化（計画）が必要
- ・事業運用体制の確立が必要
  - ⇒ 民間企業が常駐する場合も同様
- ・運営体制と事業内容について地域の合意が必要
  - ⇒ 第6回本協議会にて諮る

## 4. 工程

来年度事業の工程案の概要を次ページに示す。

表2 都市・地域再生等利用区域指定申請の工程（案）と社会実験等実施経緯

| 実施内容           | R4   |             |    |                  |            |   |    |    |    |   |   |       | R5                    |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |      | R6   |  |  |  |
|----------------|------|-------------|----|------------------|------------|---|----|----|----|---|---|-------|-----------------------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|------|------|--|--|--|
|                | R4年度 |             |    |                  |            |   |    |    |    |   |   |       | R5年度                  |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |      | R6年度 |  |  |  |
|                | 4    | 5           | 6  | 7                | 8          | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3     | 4                     | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3    | 4    |  |  |  |
| (1)協議会         |      | 第3回<br>5/27 | 整理 |                  | 第4回<br>8/3 |   |    |    |    |   |   |       |                       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |      |      |  |  |  |
| (2)社会実験        | R4   | 結果整理        | 計画 | ・計画<br>・募集<br>要項 | ・募集<br>・実施 | → |    |    |    |   |   | 結果整理  |                       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |      |      |  |  |  |
|                | R5   |             |    |                  |            |   |    |    |    |   |   | 計画    | →                     |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | 結果整理 |      |  |  |  |
| (3)本事業         |      |             |    |                  |            |   |    |    |    |   |   |       |                       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |      |      |  |  |  |
| (4)事業運営体（母体）検討 |      | 検討          | →  |                  |            |   |    |    |    |   |   |       | 検討・内部調整・試行（町や常駐の民間企業） | → |   |   |   |   |    |    |    |   |   |      | 移動   |  |  |  |
| (5)都・地再生申請     |      |             |    |                  |            |   |    |    |    |   |   | 協議2/2 |                       |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |      |      |  |  |  |
| 区分             | 経緯実績 |             |    |                  |            |   |    |    |    |   |   |       | 今後の予定                 |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |      |      |  |  |  |

5. 事業の進捗状況

「リバーサイドタウンかさまつ計画」に基づく本事業について、当初の事業計画における進捗状況を以下に示す。

(1)ホップ期：今年度までが相当

- ・アクティビティの馬関連については、ホースセラピーを含む社会実験が実施された。
- ・キッチン系については、当初計画では位置づけをしていなかったが、日常的な公園利用における付加価値提供に貢献したとみられる。
- ・付加価値提供については、さらに、キャンプのような自然を享受する取組み、スーパーカーのような特殊な資源の活用、河川敷のビアガーデン化などにより実現できたとみられる。
- ・サイクリングロード活用については、レンタサイクル終了に伴いファミリー層の利用が減少する一方、サイクリストによる恒常的な利用はされていると見られるが、事業への取り込みやイベントでの活用などには至っていない。
- ・当初計画化した施設整備については、具体的な進捗には至っていない。
- ・事業性の確認という点では、採算性についての課題が確認できた。

(2)ステップ期：次年度からが相当

- ・都市・地域再生等利用区域の指定が得られれば、実事業として収益事業の導入が可能な段階となる。
- ・アクティビティの馬関連については、集客や実施方法の改善により定期開催の方向性も見える段階となった。
- ・IoT/5Gについては、水辺の活用やサイクリングなどのスポーツ時の体調情報管理の事業化を目論んだものであるが、これらのコンテンツの事業化が難しい状況になったことで保留の状況にある（ホースセラピーや協議会で提案されたマラソンなども対象になり得る）。

表3 当初のスケジュール

| 事業      | 時期               | 短期 ホップ R3~             | 中期 ステップ R5頃~            | 長期 ジャンプ R8頃~      |
|---------|------------------|------------------------|-------------------------|-------------------|
|         | 事業段階             |                        | 公民連携社会実験<br>(クローズ~オープン) | 本事業着手             |
| アクティビティ | 水辺関連<br>(水辺・河川敷) | ニーズ、事業性確認<br>必要施設、場所検討 | コンテンツ実施<br>必要施設設置       | 実施内容改善            |
|         | 馬関連<br>(河川敷)     | ニーズ、事業性確認、<br>施設・場所検討  | 河川敷手続き<br>施設位置検討        | セラピー+乗馬の<br>施設設置等 |

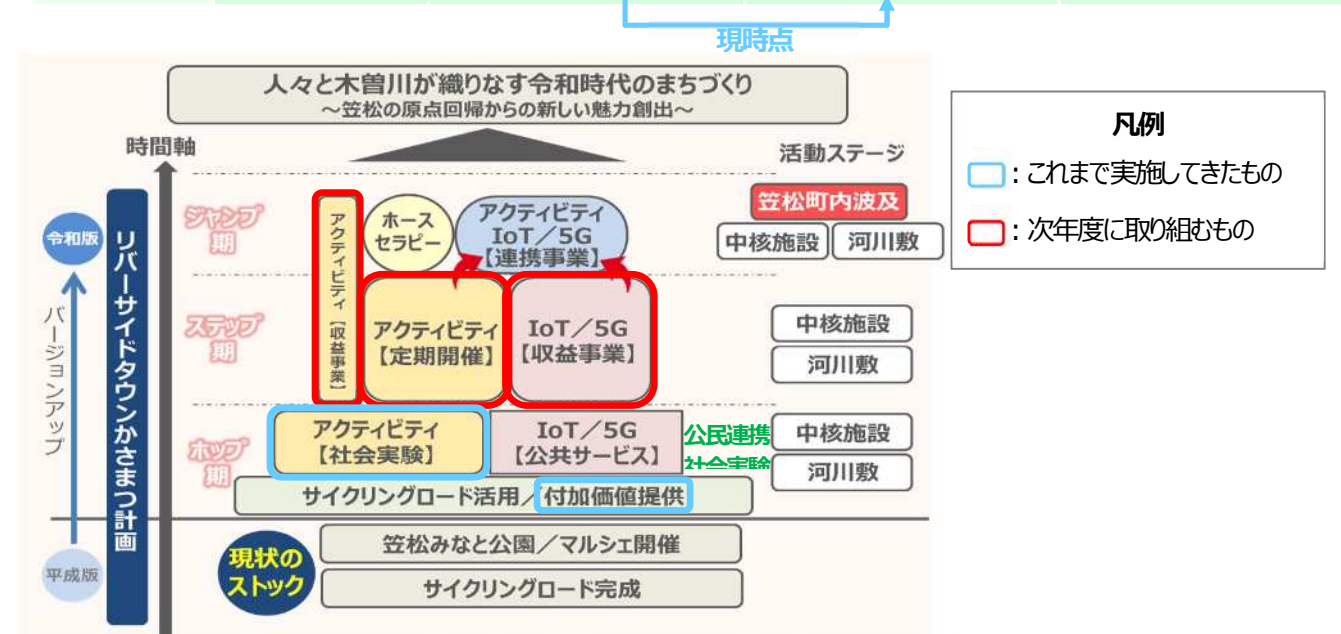


図1 本事業の進め方（積木型）のイメージと進捗等





- ・移動撤去可能な簡易なもの（仮設テント、移動販売車、トレーラーハウス等）に限定する。
- ・営業時間は原則 8時から 21時までとする。ただし、笠松町または木曾川・笠松エリア利用調整協議会から季節や天候等による営業条件変更の承諾があった場合はこの限りではない。
- ・利用者の滞留する範囲等は事前に調整した上で明示し、一般の河川敷地利用者（公園利用者含む）の利用の妨げにならないよう配慮する。

## 2) 船着場

- ・観光船等の利用時間外で施設周辺の安全が確保（特に夜間）されるような設備（柵、警告板、照明等）を設置し、適切に管理を行う。
- ・観光船等への乗降のための方法・設備には十分に配慮し、万一事故等が発生した場合には、事業者がその責をすべて負うものであり、木曾川・笠松エリア利用調整協議会、笠松町および河川管理者は賠償等の請求は受けない。

## 6. 占用主体

河川占用許可準則第 22第 4項第 1号に該当する笠松町とする。